

事業評価監視委員会審議資料
港湾事業の説明資料(再評価)

中城湾港 新港地区
多目的国際ターミナル整備事業

平成19年3月

沖縄総合事務局開発建設部

目次

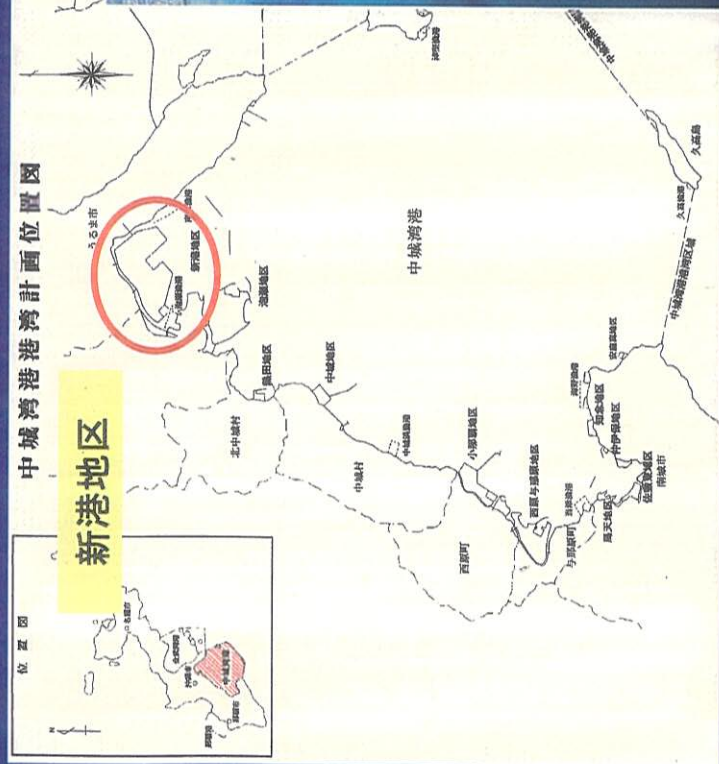
1. 中城湾港新港地区の概要
 - 1) 新港地区の概要
 - 2) 利用状況
2. 多目的国際ターミナル整備事業の概要
 - 1) 事業の目的
 - 2) 事業概要
 - 3) 事業の進捗状況
3. 事業の必要性
4. 事業の投資効果
 - 1) 効果の概要
 - 2) 多目的国際ターミナルの整備効果
 - 3) 残存価値
 - 4) 費用便益分析結果
5. 対応方針(原案)
 - 1) 事業の必要性等に関する視点
 - 2) 事業の進捗の見込みの視点
 - 3) コスト縮減や代替案等の可能性の視点
 - 4) 対応方針(原案)

1. 中城湾港新港地区の概要

1) 新港地区の概要

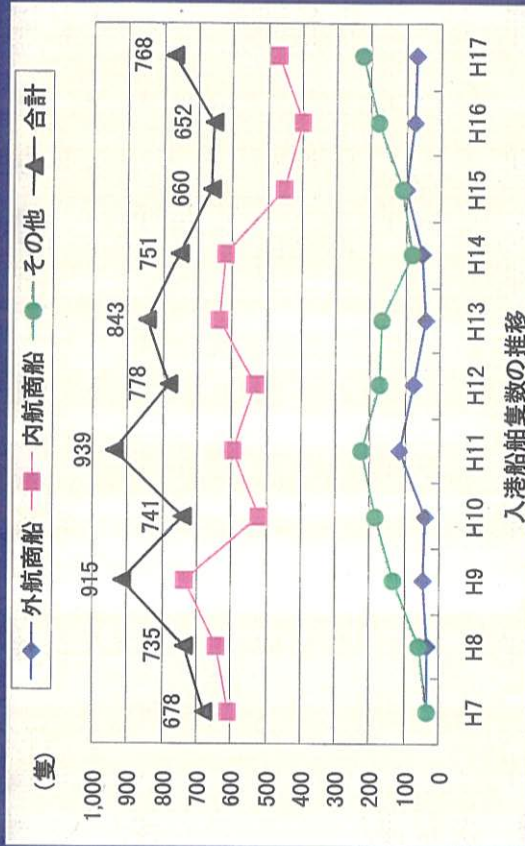
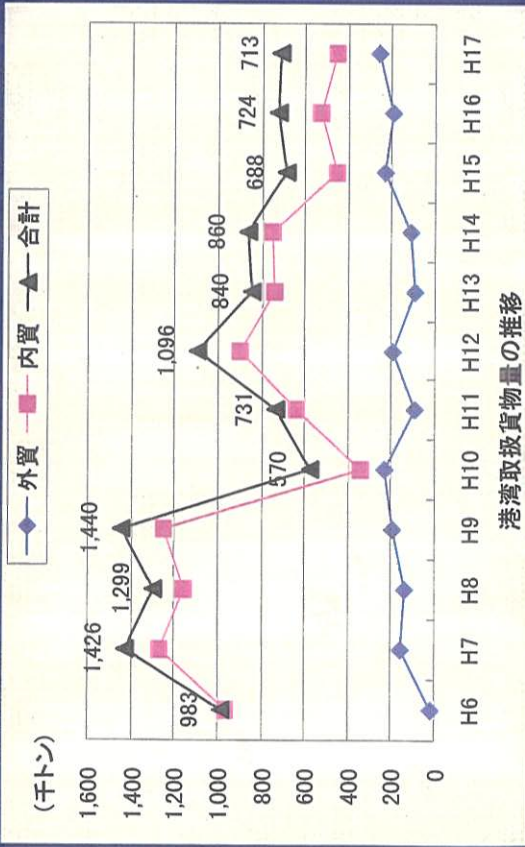
中城湾港は、沖縄本島中南部の東海岸に位置する天然の良港であり、古くから沖縄における物資輸送の中継点および周辺離島への連絡港として利用されてきました。

中城湾港新港地区は、同港の北部地域に位置し、沖縄県の発展のため産業振興・雇用創出に資する、流通機能・生産機能を併せ持った流通加工港湾を目指して、港湾施設や業用地の整備が進められ、特別自由貿易地域(H11. 3)やリサイクルポート(H15. 4)にも指定されています。

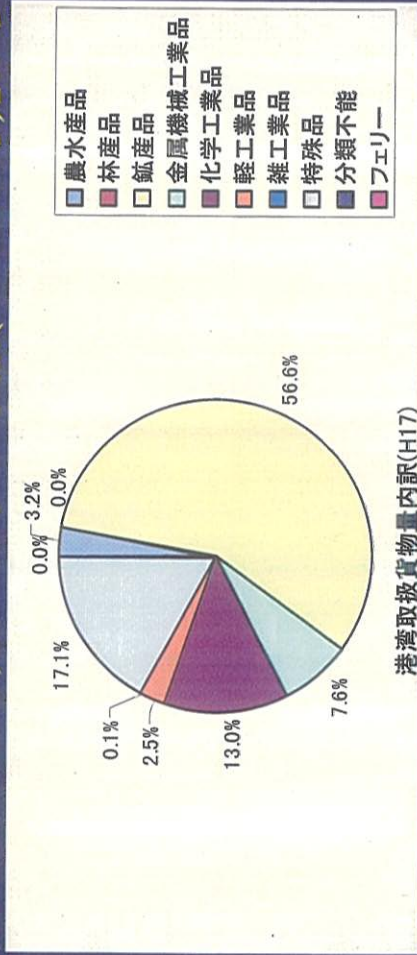


2) 利用状況

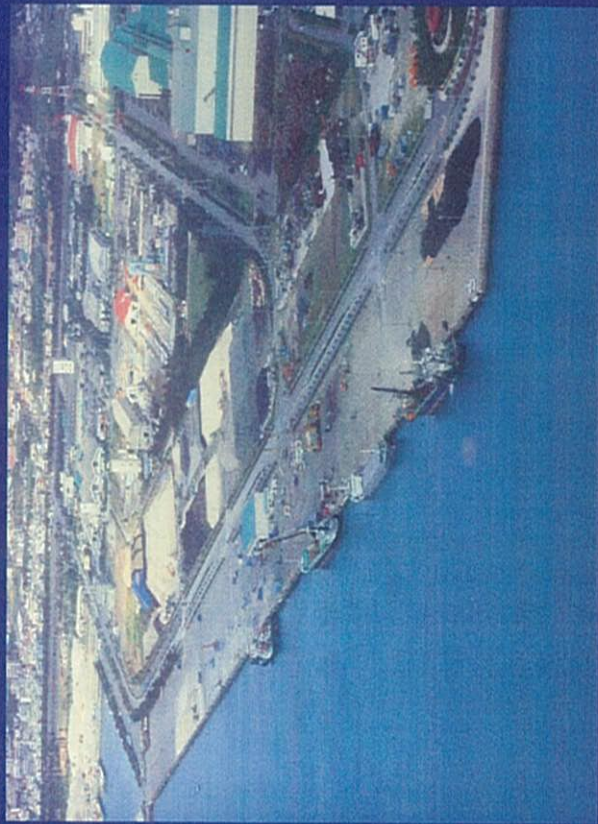
新港地区の港湾施設としては、現在西ふ頭が供用されており、港湾取扱貨物量並びに入港船舶隻数の推移は、以下のとおりであります。



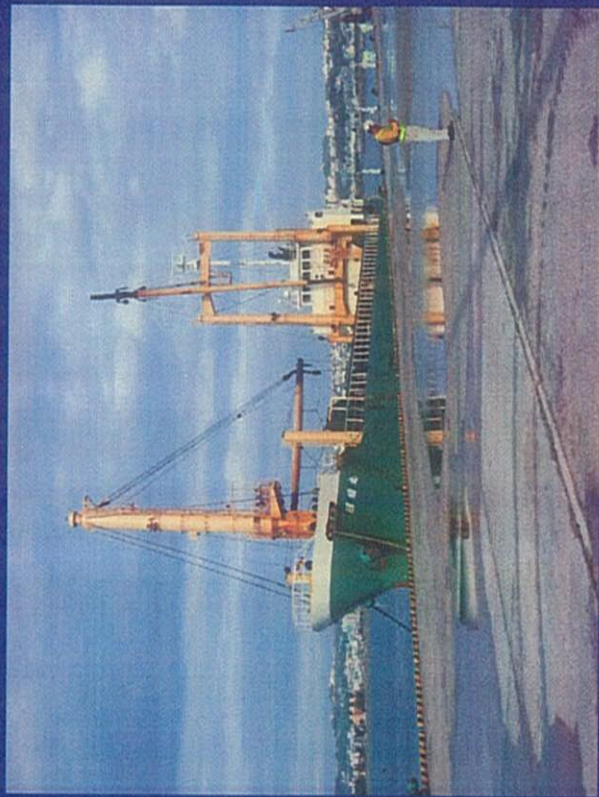
平成17年の港湾取扱貨物量の内訳は、「鉱産品(砂・砂利)」が半数以上をしめており、次いで「特殊品(金属くず・飼肥料等)」、「化学工業品(セメント等)」が多くなっています。



西ふ頭では、主にチャーター船など不定期の船舶による利用がなされてきましたが、平成18年9月より、沖縄と鹿児島県志布志港を結ぶ初の定期貨物船(志布志港～中城湾港～宮古～石垣～中城湾港)が週1便で就航し、中城湾港近郊中部圏に立地する企業の利便性向上、輸送コスト削減などが期待されているところです。



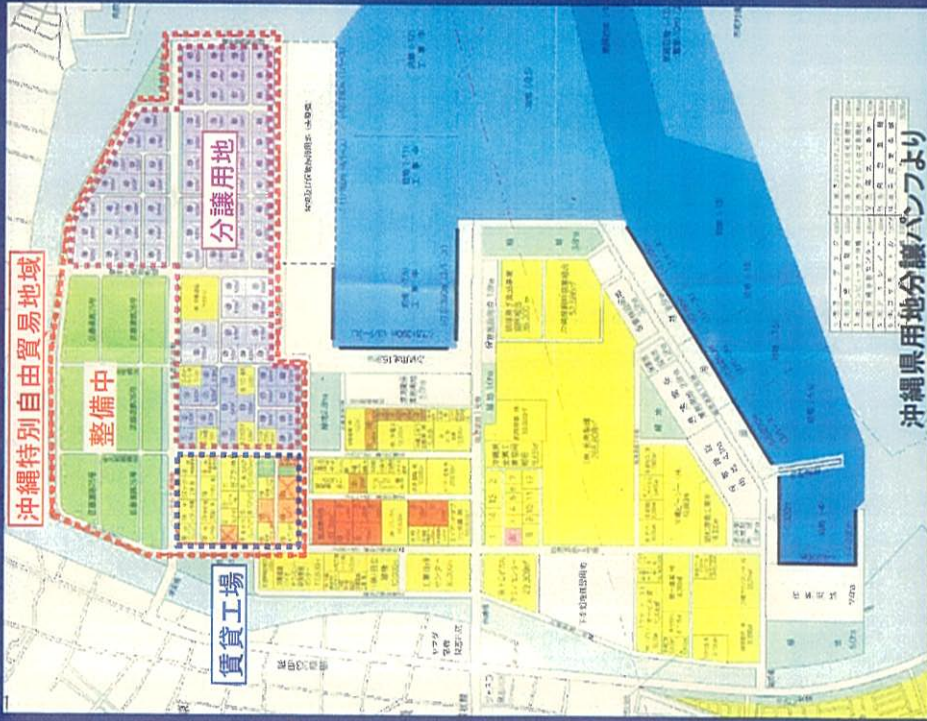
西ふ頭航空写真



貨物船接岸状況

また、平成19年1月現在の新港地区立地企業数は115社で約2,300人もの人々が働き、沖縄県の産業を支える重要な役割を担っております。

特別自由貿易地域においては、分譲用地の他に賃貸工場も整備され、現在多くの企業が操業しております。



新港地区の用地分譲状況



賃貸工場

特別自由貿易地域とは

特別自由貿易地域制度は、本県の産業振興と貿易の振興を図ることを目的に創設された制度で、同地域においては、企業立地の促進策として法人税の大幅軽減や関税課税の選択制度適用等の優遇措置が講じられております。

沖縄県においては、この制度を積極的に活用し、企業の立地や投資を積極的に企業の集積を形成することにより、産業の活性化、貿易の振興及び雇用機会の創出を図るため、平成11年3月に国の地域指定を受け、流通加工港湾を有する中城湾新港地区に国内唯一となる特別自由貿易地域を設置しました。

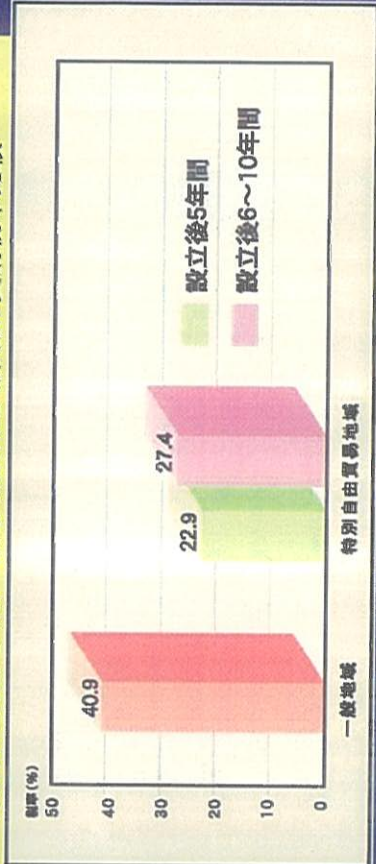
特別自由貿易地域の企業立地状況
(H19. 1)

- ・分譲用地 6社
- ・賃貸工場 16社 計22社

■ 国税・関税・地方税等の優遇

優遇項目	優遇措置の概要	備考
① 所得控除制度 (注2)	特別自由貿易地域内において新たに設立された常時雇用者数20名以上の企業について、新設後10年間、法人税課税所得の35%が控除される。(法人事業税、住民税、法人税割も同様)	(注1) ①②③のいずれかを選択。 (注2)
② 投資税額控除	1,000万円を超える設備を新増設した場合、その設備の取得価額の一定割合(機械及び装置15%、建物及びその附属設備8%)が法人税額から控除される。(法人税額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限額は20億円)(注3)	対象業種は製造業、こん包業及び倉庫業に限る。 (注3)
③ 特別償却	1,000万円を超える設備を新増設した場合、その取得価額の一定割合(機械及び装置50%、建物及びその附属設備25%)が特別償却として認められる。(注3)	建物附属設備は、建物とともに取得する場合にのみ制度の対象となりません。
関税の課税の選択制の適用	保税工場等において、外国貨物を原料として加工または製造された製品を国内に引き取り際に課税される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と、製品に対する課税のいずれかを選択できる。	
保税地域許可手数料の軽減	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される。	
法人事業税の課税免除	1,000万円を超える設備を新増設した場合、法人事業税が5年間で一部課税免除される。	(注4) 土地については、取得後1年以内に建物建設した場合に限る。
不動産取得税の課税免除	1,000万円を超える設備を新増設した場合、不動産取得税は一部課税免除(直接その事業の用に供する部分のみ)される(注4)。	(注5)
固定資産税の課税免除(注5)	1,000万円を超える設備を新増設した場合、固定資産税は5年間で一部課税免除(直接その事業の用に供する部分のみ)される(注4)。(県の固定資産税も含む)	対象業種は、製造業、こん包業、道路貨物運送業及び卸売業

■ 特別自由貿易地域と一般地域との法人課税の実効税率比較



2.多目的国際ターミナル整備事業の概要

1)事業の目的

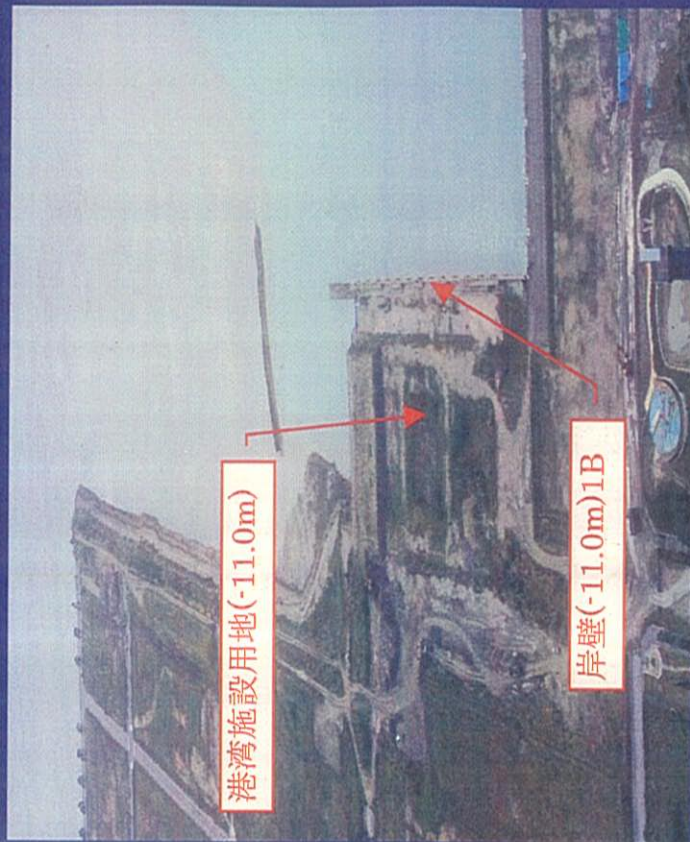
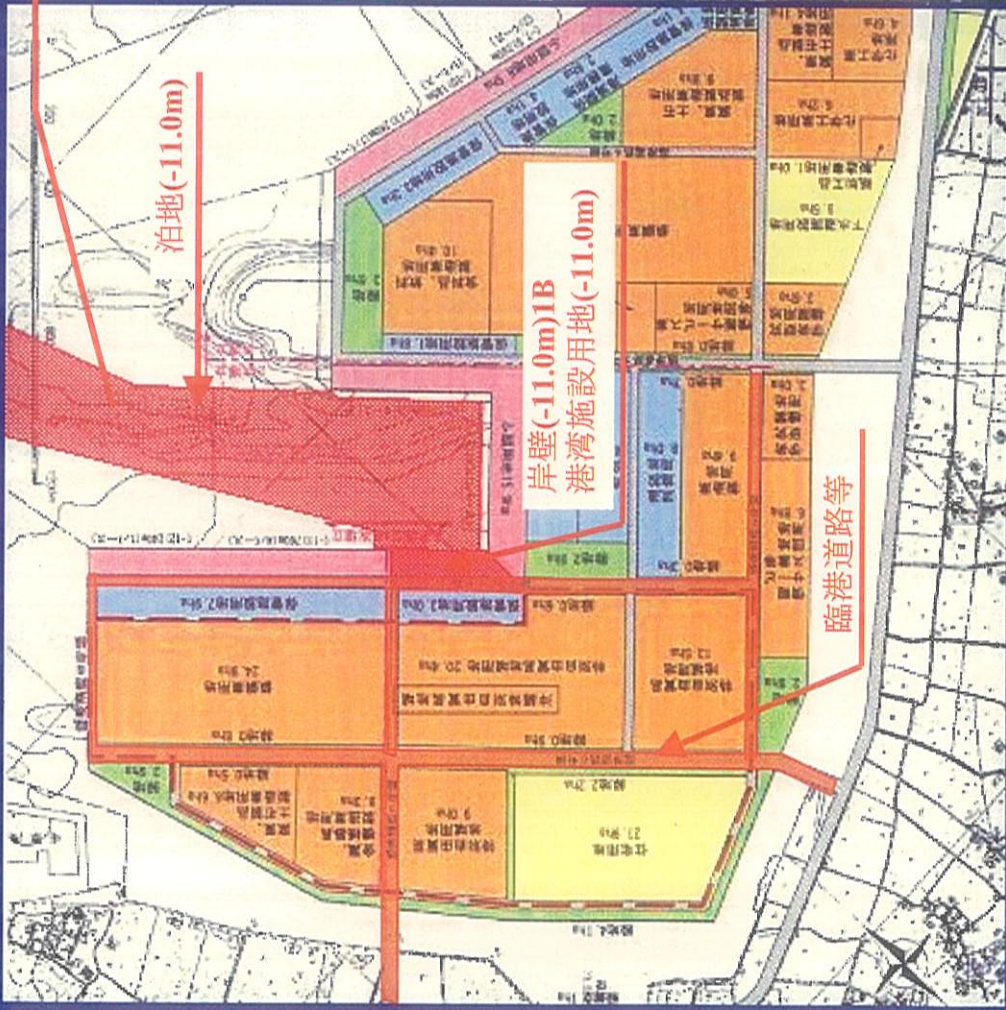
新港地区に期待される新たな物流ニーズや新港地区立地企業からの輸送コスト削減要請に対応するため、多目的国際ターミナルを整備する。

2)事業概要

事業期間：H4～H24

総事業費：約412億円

施設内容：岸壁(-11m)1バース、港湾施設用地、泊地、土砂処分場、
臨港道路等

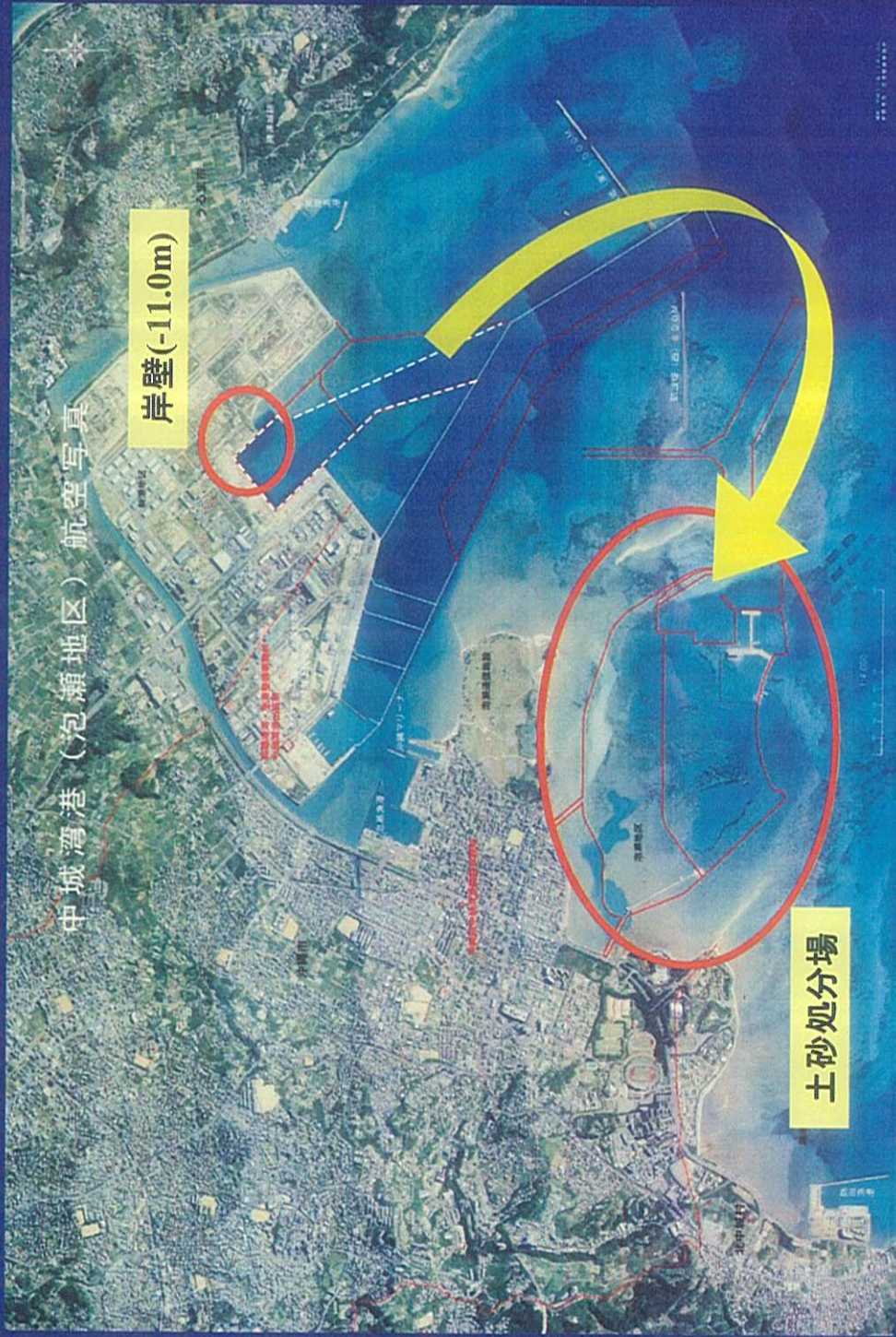


対象施設位置図

岸壁(-11.0m)現況写真

浚渫土砂の有効利用

新港地区に期待される新たな物流ニーズ発生や新港地区立地企業からの輸送コスト削減に寄与できると共に、泊地・航路の浚渫土砂の土砂処分場として同時に整備される泡瀬地区は、国際交流リゾート拠点を図るための用地として活用され、沖縄本島中部圏東海岸地区の活性化に資するものである。



3)事業の進捗状況

多目的国際ターミナル整備事業は、平成4年度より事業を実施しており、平成18年度末時点における進捗率は50.2%であります。

施設名称	事業費(億円)			進捗率 (%)
	総額	施工済み (H18d)	残額	
岸壁(-11m)	49	48	1	99.0%
港湾施設用地	5	2	3	46.7%
泊地(-11m)浚渫	71	15	56	21.3%
泊地(-11m)土砂処分場	286	140	146	48.9%
臨港道路等	1	1	0	91.5%
合計	412	207	205	50.2%

3. 事業の必要性

- ・新港地区は流通加工港湾として整備を進めている。
- ・平成11年3月に特別自由貿易地域に指定され、新たな産業と雇用の場が期待されている。



- ・岸壁が未整備のため、定期航路が未開設。
- ・これより、特別FTZ立地企業等は那覇港を経由して貨物を取り扱っており、輸送コストが増加。



新港地区立地企業の物流効率化を図り、さらに企業進出促進を図る観点から、多目的国際ターミナルとして岸壁(-11m)を整備するものである。

4. 事業の投資効果

1) 効果の概要

効果のシナリオ

特別FTZ地域に直結した岸壁を整備することにより、荷主(特別FTZ地域立地企業)までの輸送距離及び輸送時間の短縮化を図る。

期待される効果

多目的国際ターミナルの整備効果

陸上輸送費用及び保税輸送手続き費用の削減

陸上輸送時間費用の削減

残存価値

ふ頭用地の土地価値

土砂処分場の土地価値

2) 多目的国際ターミナルの整備効果

Without時

輸送コスト **16.1** 億円/年



With時

輸送コスト **5.3** 億円/年



輸送コスト削減額 **10.8** 億円/年

那覇港を経由して入出荷

主な貨物: 外資コンテナ

経路: 海外～那覇港ー陸送ー特別FTZ

陸上輸送費用	14.1 億円/年
保税輸送手続き費用	0.1 億円/年
陸上輸送時間費用	1.9 億円/年
合計(輸送コスト)	16.1 億円/年

注: 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

中城湾港にて直接取扱いが可能

主な貨物: 外資コンテナ

経路: 海外～中城湾港→特別FTZ

陸上輸送費用	5.3 億円/年
保税輸送手続き費用	0 億円/年
陸上輸送時間費用	0 億円/年
合計(輸送コスト)	5.3 億円/年

注: 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

＜保税輸送手続きについて＞

輸入しようとする外国貨物は、一旦特定の場所(ふ頭内の保税地域などに)に保管、税関に申告し必要な審査・検査を受け、関税や消費税などの税金を納めた上で、税関長の輸入の許可を受けなければなりません。

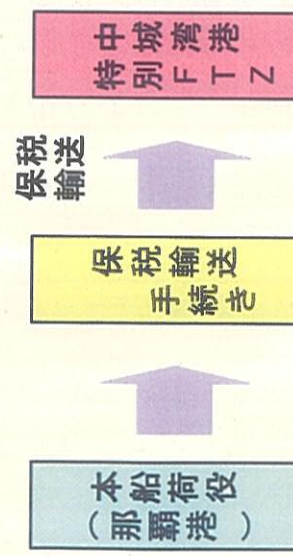
なお、中城湾港の特別自由貿易地域の保税地域は保税地域であり、関税や消費税を納めないまま、外国貨物の蔵置、加工・製造または展示等ができる地域であります。

こうした、保税地域間を保税状態のまま貨物輸送することについては、保税運送という税関長の承認を受けて外国貨物のままで国内運送ができます。

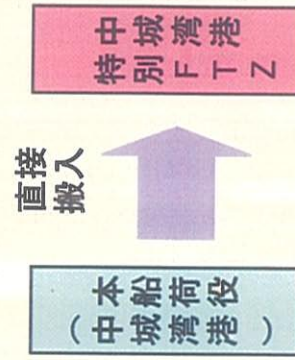
これより、那覇港を経由した場合は、中城湾港特別自由貿易地域までの貨物輸送については「保税輸送手続き」が必要となります。

当該事業が整備された場合は、特別FTZと直結したふ頭用地(保税地域予定)にて取扱いとなることから、保税輸送手続きが不要になります。

■ 那覇港を経由した場合



■ 中城湾港で直接取り扱う場合



3) 残存価値

ふ頭用地はプロジェクトの供用終了後、土地としての価値が発生。
土砂処分場は処分場の機能終了後、土地としての価値が発生。

4) 費用便益分析結果 事業全体の投資効率性

項目	内容	貨幣換算値 (億円)
便益	陸上輸送費用削減便益	424.3
	保税輸送手続き費用削減便益	
	陸上輸送時間費用削減便益	88.9
	小計	
残存価値	ふ頭用地の土地価値	473.9
	土砂処分場の土地価値	
	小計	473.9
	合計	987.1
基準年(H18度)における現在価値 (B)	516.2	
費用	総費用	392.2
基準年(H18度)における現在価値 (C)	415.5	
費用便益比(B/C)		B/C=1.2

注: 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

残事業の投資効率性

項目	内容	貨幣換算値 (億円)
便益	陸上輸送費用削減便益	424.3
	保税輸送手続き費用削減便益	
	陸上輸送時間費用削減便益	88.9
	小計	
残存価値	ふ頭用地の土地価値	473.9
	土砂処分場の土地価値	
	小計	473.9
	合計	987.1
基準年(H18度)における現在価値 (B)	516.2	
費用	総費用	195.4
基準年(H18度)における現在価値 (C)	172.9	
費用便益比(B/C)		B/C=3.0

注: 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

5. 対応方針(原案)

1) 事業の必要性等に関する視点

- 新港地区立地企業の物流効率化を図り、さらに企業進出促進を図る観点から、多目的国際ターミナルの整備が必要である。
- 事業全体の費用対効果は1.2、残事業の費用対効果は3.0である。

2) 事業の進捗の見込みの視点

- 平成19年3月末時点における当該プロジェクトの進捗率は51%であり、引き続き事業の進捗を図り、平成24年度に事業を完了する予定である。

3) コスト縮減や代替案等の可能性の視点

- 現時点において代替案等の可能性はないものの、コスト縮減については今後の事業実施に際して適切に対応していきたい。

4) 対応方針(原案)

- 以上のことから、多目的国際ターミナル整備事業については継続が妥当である。

…ありがとうございました。

沖縄総合事務局開発建設部